

第12次北海道職業能力開発計画の策定について

I 策定目的

本道では、人口減少・少子高齢化の進展により様々な分野で人手不足が深刻化しているとともに、デジタル化の進展など経済・社会環境の大きな変化に直面している中、地域・産業の課題やニーズを踏まえた人材の育成・確保を行っていくためには、職業訓練をはじめとした職業能力の開発に関する施策を着実に推進していくことが必要である。

このため、令和3年度に策定し、現在取り組んでいる「第11次北海道職業能力開発計画」の計画期間が令和7年度で終了することから、次期の計画を策定する。

II 位置付け

1 位置付け（根拠法令 職業能力開発促進法 第5条、第7条第1項）

国が策定する「職業能力開発基本計画」に基づき策定する、道内において行われる職業能力の開発に関する基本となるべき計画

※道は、環境の変化に対応した労働者の職業能力開発を促進するため、昭和46年度から11次にわたり「北海道職業能力開発計画」を策定し、種々の施策を展開している。

2 計画に定める事項（根拠法令 職業能力開発促進法 第7条第2項）

- (1) 技能労働力等の労働力の需給の動向に関する事項
- (2) 職業能力の開発の実施目標に関する事項
- (3) 職業能力の開発について講じようとする施策の基本となるべき事項

III 計画期間（案）

令和8年度から令和12年度までの5年間

IV 策定スケジュール（案）

	時 期	内 容
7年度	令和8年2月18日	・ 労働審議会へ諮問
	令和8年3月	・ 国の職業能力開発基本計画の策定
8年度	令和8年4月～7月	・ 骨格案の審議 ・ 素案の審議
	令和8年8月	・ 道議会（経済委員会）へ素案を報告
	令和8年8月～9月	・ パブリックコメント（道民意見募集手続き）
	令和8年10月～11月	・ 原案の審議 ・ 労働審議会から答申
	令和8年12月	・ 第12次計画策定 ・ 道議会（経済委員会）へ策定を報告

【参考資料】

- 1 第11次北海道職業能力開発計画 概要（参考資料4-1）
- 2 第12次職業能力開発基本計画（案）（概要）（参考資料4-2）